

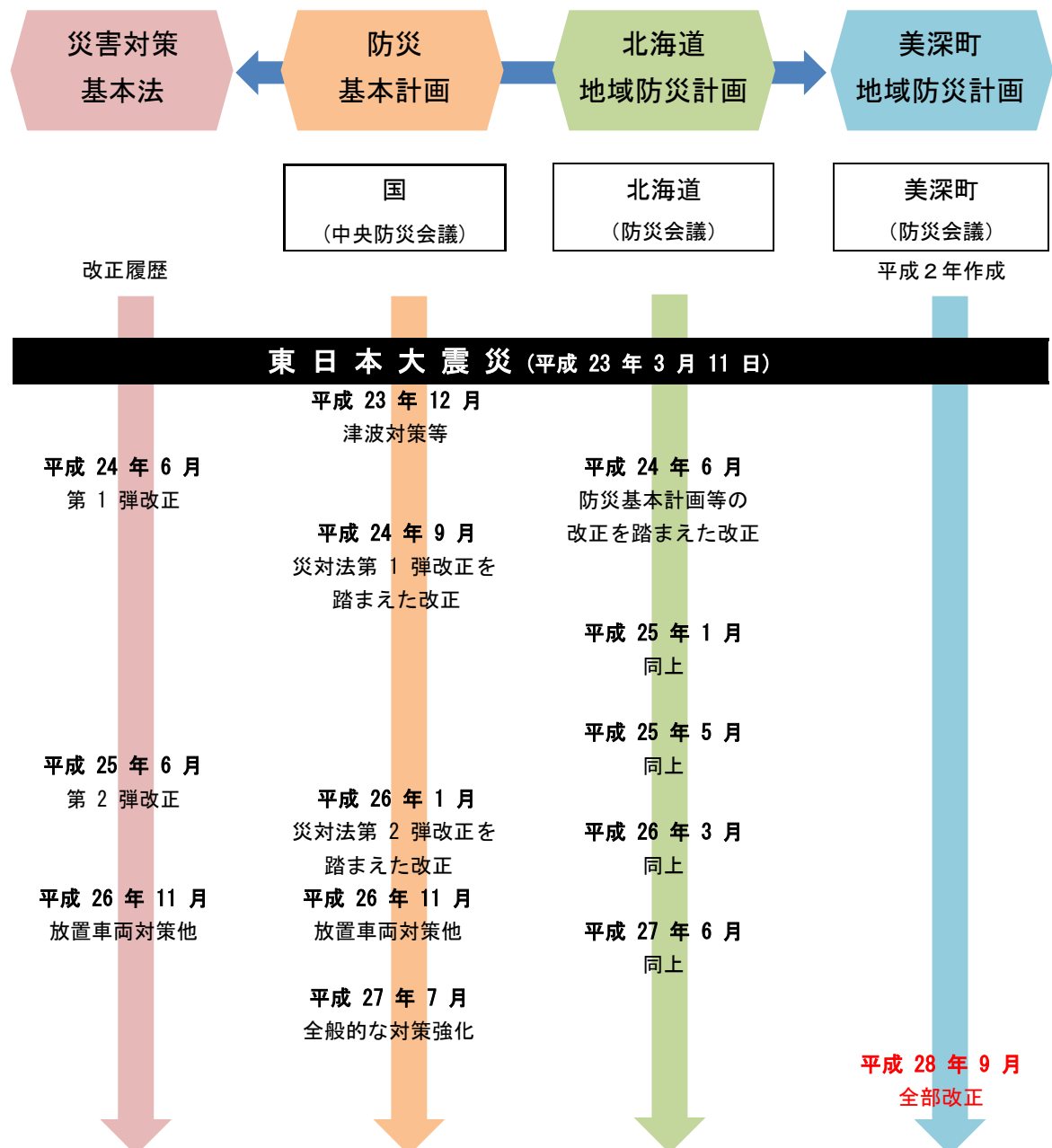
美深町地域防災計画改訂の概要

(平成 2 8 年 9 月)

1 計画の目的・位置付け

美深町地域防災計画は、町域において、災害の発生により生ずるおそれのある住民、来訪者等の生命、身体及び財産並びに地域として有する公共的財産への安全上の脅威及び損害を軽減することを目的とし、災害対策基本法 4 2 条の規定により、防災関係機関等で構成する町防災会議が作成するものです。

【図表1】



2 計画策定の根拠及び構成

災害対策基本法第42条及び美深町防災会議条例第2条の1の規定に基づき、町防災会議が作成するもので、北海道の地域防災計画及び国の防災基本計画と一体をなし、相互が作用することにより防災対策が効果的に推進されるものです。

計画内容は、町が行うべき事務や業務を中心として、各防災関係機関等の責任を明らかにして、それぞれが協力して防災に当たるというもので、国の防災基本計画や北海道地域防災計画との整合性や関連性をもたせるとともに、美深町の地域性などに合わせ、7章から成る「本編」とあわせ、条例及び規定、各種図表、様式等を「資料編」としてとりまとめます。

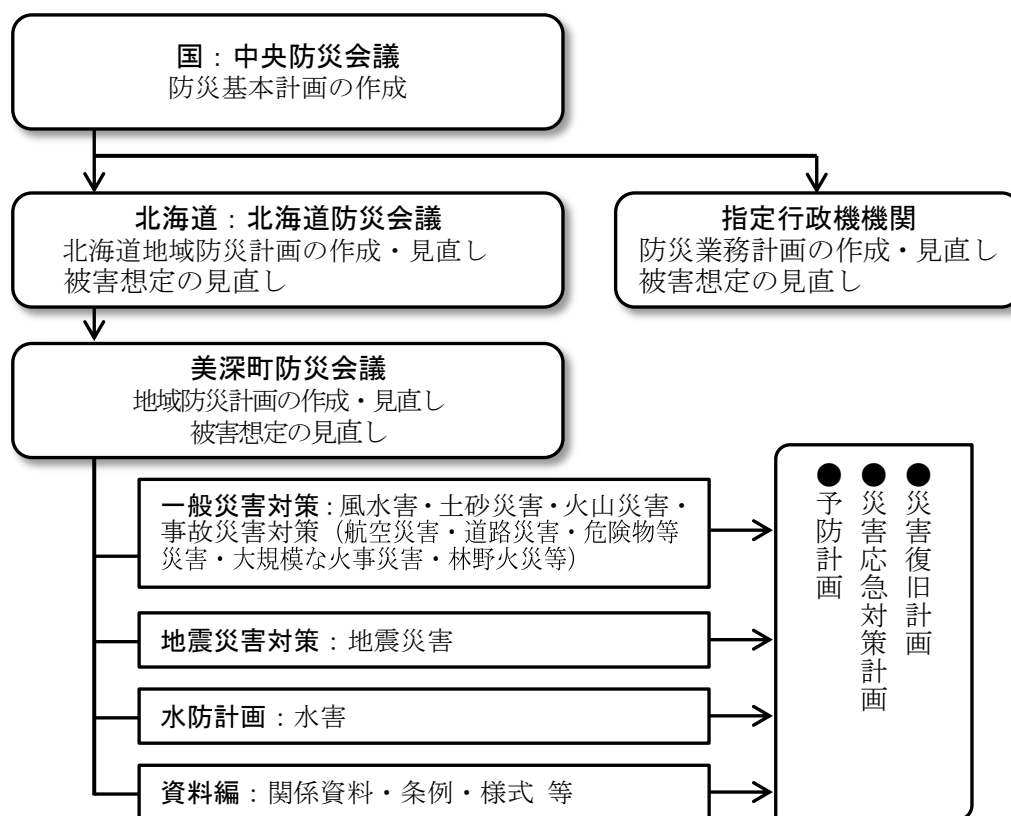


図1 美深町地域防災計画と国・北海道計画との関連性

3 計画改定における基本方針

近年の災害対策関連の動きとして、中央防災会議において「防災基本計画」の修正が行われたことに加え、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」や「防災対策推進会議」において、防災対策が検討されたほか、災害対策基本法の改正により、随時防災基本計画の修正が行われました。

こうした国の動きを受け、北海道においても北海道防災会議において地域防災計画の修正が行われ、東日本大震災クラスの地震災害への備えとともに、住民生活に多大な影響を及ぼす暴風・豪雨・豪雪・地すべり等、自然災害への防災力を高めるための措置や、近年における広島土砂災害、御嶽山噴火災害、平成27年関東・東北豪雨災害をはじめとした災害の教訓や防災関係法令の改正を踏まえた防災基本計画の改正などに伴う修正を行うとともに、近年発生した災害の教訓

を踏まえた改正が行われています。

当町の地域防災計画は、平成２年度に作成して以降、改正が行われていない状態にあったため、国の防災基本計画や北海道地域防災計画との整合を図りながら、町をはじめとする関係機関の連携強化はもとより、防災を通じた地域の助け合いの必要性を考え、近年の災害における災害対策上の教訓や町、道及び関係機関の組織機構改正などを反映させることを基本方針として、次のように全面的な修正を行います。

(1) 近年の法令等の改正に基づく修正

今回の修正では、近年の防災関連法令等の改正及び国等の防災対策を踏まえ、計画の修正を行いました。

(近年の災害対策基本法の改正の概要)

ア 大規模広域な災害に対する即応力の強化

- ① 災害発生時における積極的な情報の収集・伝達・共有を強化
- ② 地方公共団体間の応援業務等について、都道府県・国による調整規定を拡充・新設
- ③ 地方公共団体間の応援の対象となる業務を、消防、救命・救難等の緊急性の高い応急措置から、避難所運営支援等の応急対策一般に拡大
- ④ 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化
- ⑤ 災害緊急事態の布告があったときは、災害応急対策、国民生活や経済活動の維持・安定を図るための措置等の政府の方針を閣議決定し、これに基づき、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処するものとする
- ⑥ 災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国が災害応急対策を応援し、応急措置（救助、救援活動の妨げとなる障害物の除去等特に急を要する措置）を代行する仕組みを創設すること
- ⑦ 大規模広域災害時に、臨時に避難所として使用する施設の構造など平常時の規制の適用除外措置を講ずること

イ 大規模広域な災害時における被災者対応の改善

- ① 都道府県・国が要請等を待たず自らの判断で物資等を供給できることなど、救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みを創設
- ② 市町村・都道府県の区域を超える被災住民の受け入れ（広域避難）に関する調整規定を創設

ウ 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- ① 住民の責務として災害教訓の伝承を明記
- ② 各防災機関において防災教育を行う事を努力義務化する旨を規定
- ③ 地域防災計画に多様な意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加

エ 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- ① 市町村長は、学校等の一定期間滞在する為の避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を緊急時の避難場所としてあらかじめ指定する事
- ② 市町村長は、高齢者、障がい者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者に予め情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用出来る事とすること

- ③ 的確な避難指示等のため、市町村長から助言を求められた国（地方気象台等）又は都道府県に応答義務を課すこと
- ④ 市町村長は、防災マップの作成等に努めること

オ 被災者保護対策の改善

- ① 市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、避難者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ指定すること
- ② 災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市町村長が罹災証明書が遅滞なく交付しなければならない事とすること
- ③ 市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成する事が出来るものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用出来る事とすること
- ④ 災害救助法について、救助の応援に要した費用を国が一時的に立て替える仕組みを創設するとともに、同法の所管を厚生労働省から内閣府に移管すること

カ 平素からの防災への取り組みの強化

- ① 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念を明確化すること
- ② 災害応急対策等に関する事業者について、災害時に必要な事業活動の継続に努めることを責務とするとともに、国及び地方公共団体と民間事業者との協定締結を促進すること
- ③ 住民の責務に生活必需物資の備蓄等を明記するとともに、市町村の居住者等から地区防災計画を提案できることとすること
- ④ 国、地方公共団体とボランティアとの連携を促進すること

キ その他

- ① 災害の定義の例示に、崖崩れ・土石流・地滑りを加えること
- ② 特定非常災害法について、相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例を設けること

(2) 町の実施担当及び役割分担、協力体制 （第1章 第1節 計画の方針）

災害対策の窓口となる担当部署、その他の行政機関相互の役割分担、連携及び協力体制について、北海道地域防災計画を踏まえて整理しています。 （第1章 第1節 計画の方針）

(3) 住民・自主防災組織・事業所の役割 （第1章 第1節 計画の方針）

災害対策基本法及び水防法の改正に伴い、多様な主体の参画による地域の防災力の向上を図るために、「自らの身の安全は自ら守る」という観点から、住民や自主防災組織、事業所の担うべき役割分担等について整理しています。

(4) 教訓伝承、防災教育の強化 （第1章 第1節 計画の方針）

災害対策基本法の改正（平成24年）に伴い、地域の特性や近年の災害における災害対策上の教訓に基づく、教育伝承、防災教育を町及び町民の役割として、計画に位置付けています。

(5) 災害時要支援者への配慮 （第2章 第7節 災害時要支援者等に関する計画）

国の防災基本計画の修正において盛り込まれた、高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児、妊産婦、外国人等のいわゆる災害時要支援者に対する救援・救助対策や、避難所での災害時要支援者及び女性への配慮について整理しています。

(6) 冬期の災害への対応 (第2章 第16節 積雪・寒冷対策計画)

暴風雪等、冬期の災害時への対応強化に向けて、暖房器具及び燃料の確保に関する対策について整理しています。

(7) 複合災害及び広域での災害への対応 (第2章 第17節 複合災害に関する計画) (第2章 第5節 避難対策計画)

東日本大震災のように、大規模かつ広域での災害発生に対応するために、複合災害の発生可能性や平時の備え、市町村を越えた広域的な避難者について、避難元と避難先の地方公共団体の連携といった広域での災害への対応について整理しています。

(8) 水防計画との一体的な作成 (第5章 水防計画編)

水防法改正内容を反映し、美深町地域防災計画内に盛り込み、町の水防計画として、一体的に作成しました。

特に水防協力団体等の多様な参画による水防活動の実施について、計画に位置付けています。

4 計画の構成について

今回の修正は、近年の災害における災害対策上の教訓や関係機関の組織機構改正など関連を各計画に反映させることを目的とし、計画書の構成・内容は基本的に「北海道地域防災計画」に準じる「全面修正」としています。

【 計画の構成 】

計画の構成	●本編 「北海道地域防災計画」の項目と整合のある構成とします。
	●地震災害対策 「第4章 地震防災計画編」として一体的に策定します。
	●美深町水防計画 「第5章 水防計画編」として一体的に策定します。
	●事故災害対策 「第6章 事故災害対策計画編」として一体的に策定します。
	●資料編 条例及び規定、各種図表、様式等は別編「資料編」へ整理します。

(1) 本編

計画の方針、想定される被害、風水害に対する事前の備え、風水害が発生した場合の対応、復旧・復興に必要な制度や措置について定めています。

また、ライフライン施設における各種事故災害等の災害に関する予防計画並びに応急対策計画を定めています。

今回の見直しでは、これまでの「北海道地域防災計画」等の見直しに基づき、計画構成等を含めた整合性を図り、全編にわたっての見直し及び再編集を行いました。

(主な修正項目)

- ・庁内の機構改革に伴う所掌事務及び初動体制の整理
- ・地域の特性や近年の災害における災害対策上の教訓に基づく、教育伝承、防災教育を町及び町民の役割として追加
- ・土砂災害警戒情報の運用及び町内の危険箇所の再確認、情報伝達系統の整理

- ・特別警報に関する内容及び発令の基準を追加
- ・複合災害の予防対策を追加
- ・災害時要援護者をはじめ、多様な住民に配慮した避難対策等の体制整備
- ・避難対策計画に避難勧告・指示の基準を明記
- ・積雪寒冷対策として、石油燃料供給対策を追加
- ・災害時の医療救護について、災害派遣医療チーム（DMA T）及び災害派遣精神医療チーム（D P A T）の取り組みを追加
- ・広域での避難者の受け入れ及び相互応援体制について追加
- ・被災者生活再建支援法等による復旧についての内容修正

(2) 地震災害対策計画

地震予知については、いつ、どこで、どの程度の規模が発生するのかを想定することが難しく、そのため、地震によるどの程度の被害が生ずるかを予測することも困難ですが、直下型地震や近地地震による建築物等からの出火及び家屋の倒壊の被害も想定し、防災の万全を期するため、地震発生時の応急対策についての計画が示されています。

(3) 水防計画

水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第33条の規定に基づき、本町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水等による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するための計画が示されています。

(4) 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、橋梁など道路構造の大規模化等が進展しており、この様な社会構造の変化により、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災、航空災害など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、事故災害について予防及び応急対策を定めています。

(5) 資料編

本編に関する資料、様式等を種類ごとに分類してまとめています。

5 町の非常配備体制について

(1) 災害対策本部体制 (第1章 第3節 防災組織)

町内で起こりうる災害を踏まえ、庁内の機構改革、職員数などを踏まえた所掌事務及び初動・応急体制を構築します。

災害対策本部は、12対策部体制となっています。

災害対策本部長は美深町長とし、災害対策副本部長は、美深町副町長及び教育長とします。本部長に事故があるときは、美深町副町長又は教育長を本部長代理とします。

町全職員は災害対策本部員とします。

表 1 美深町災害対策本部の組織と職員配置及び役割

本部対策部	部長	部員	所掌災害対策業務
報道記録部	企画グループ 主幹	企画グループ 総務グループ	・緊急避難の周知に関する事。 ・災害状況の収集、集計、報告に関する事。 ・災害日誌及び記録に関する事。 ・災害広報及び公聴の企画実施に関する事。 ・被災地の広報活動及び巡回公聴活動に関する事。 ・報道機関との連絡に関する事。 ・災害報道記事及び災害写真の収集に関する事。
総務部	総務課長	総務グループ	・会議に関する事。 ・本部の庶務に関する事。 ・気象等の予警報及び災害情報を受理し、部内情報を関係機関に周知する事。 ・災害情報の収集及び伝達、報告に関する事。 ・各部との連絡調整に関する事。 ・消防との連絡調整に関する事。 ・警察との連絡調整に関する事。 ・隣接町村との連絡に関する事。 ・災害応急対策の樹立に関する事。 ・災害復旧の計画に関する事。 ・災害救助法の適用に関する事。 ・自衛隊の出動要請に関する事。 ・災害時の非常通信計画の作成及び実施に関する事。 ・無線施設の応急措置及び復旧対策に関する事。 ・災害本部の配車計画及び応急車両の確保に関する事。 ・災害時の医薬品、その他衛生材料の供給及び確保に関する事。 ・避難所の施設管理に関する事。 ・その他、各部に属さない事。
救助受付部	議会事務局長	議会事務局 保健福祉グループ	・町民等の避難誘導に関する事。 ・被災者・避難者の輸送に関する事。 ・被災者の避難施設への受入れに関する事。
水道保全部	水道住宅 グループ主幹	水道住宅グループ	・水道施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事。 ・被災地に対する給水計画及び応急措置に関する事。 ・給水施設被害現場に対する給水輸送計画に関する事。 ・市街地の浸水対策に関する事。 ・下水道施設の復旧対策に関する事。

救 助 部	保健福祉課長	生活環境グループ 保健福祉グループ	・災害時の応急食料、医療、生活必需品、その他物資の緊急購入計画の作成、及びその他物資の供給計画の作成及び実施に関する事。 ・被災者に対する炊出し・物資配給計画の作成及び実施に関する事。 ・災害関連公害の予防指導に関する事。 ・保健所、医師会等の災害関係機関への連絡調整に関する事。 ・被災地の防疫等環境衛生保持に関する事。
防 災 部	建設水道課長	建設林務グループ	・交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関する事。 ・道路、橋梁、河川、その他土木関係の被害調査及びその応急対策、復旧対策に関する事。 ・災害応急資材の調達配分、備蓄計画の作成及び実施に関する事。 ・土木施設、公園施設の応急災害対策工事施工に関する事 ・被災地の住宅対策に関する事。 ・災害時の建築用資材の需給計画に関する事。 ・避難所応急仮設住宅の建築に関する事。 ・被災地の住宅建築指導に関する事。 ・住宅金融支援機構の特別融資及び災害住宅融資の斡旋に関する事。
第 1 調 査 部	農務課長	企画グループ 農業グループ 出納室 税務グループ	・遺体の埋葬に関する事。 ・被害状況（人的及び住家）の調査に関する事。 ・被災企業の調査及び復旧対策に関する事。 ・商工業関係の被害調査及び復旧対策に関する事。 ・観光施設関係の被害調査及び復旧対策に関する事。 ・社会福祉施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事。 ・農林畜産施設、農作物、林野、家畜の災害に関する被害調査に関する事。 ・社会教育施設、体育施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事。 ・教育施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事。
第 2 調 査 部	農業委員会事務局次長		
第 3 調 査 部	会計管理者		
第 4 調 査 部	税務グループ主幹		
教 育 部	教育次長	教育グループ 幼児センター 学校給食センター	・災害時における児童生徒の避難方法、誘導方法の指導に関する事。 ・被災児童生徒の医療及び防疫に関する事。 ・被災児童生徒の教科書・学用品の配布に関する事。 ・文化財の保全に関する事。 ・給食施設の保全警防に関する事。 ・被災児童生徒の給食に関する事。
出 張 所 部	住民生活課長	恩根内出張所	・恩根内出張所に関する事。

(2) 本部の設置場所 (第1章 第3節 防災組織)

本部の設置場所は、美深町役場内とするが、役場庁舎が被災により使用不可能の場合は、美深消防署内に本部を移設する。

設置場所	美深町役場
移設場所	美深消防署

(3) 避難所について (第3章 第5節 避難対策計画)

町内の避難所に関しては、次のとおりとなりますが、災害の発生地区や種別等を踏まえ運用することとします。(「資料編」及び「洪水ハザードマップ」へ掲載)

なお、町の避難所の考え方としては、

- ・避難所は災害の種別、各地区の状況に基づき、開設可能な避難所を指定します。
(※ 浸水、耐震、屋内退避等)
- ・各地区の最寄り避難場所を地区との連絡拠点、一時避難所として住民の一時避難に備えるほか、集団避難をする場合の一時集合場所として活用します。

表2 避難所一覧(平成28年9月現在)

避難対象地区	施設名称	所在地	電話 防災情報端末機	施設 管理者	収容人員 (人)
第1・南	美深中学校	西1条南7丁目	2-1063	教育委員会	1,360
第5・敷島	美深小学校	字敷島116-1	2-1587	教育委員会	2,000
新生	新生コミュニティセンター	字敷島283-12	2-3005	総務課 (新生自治会)	220
東	東改善センター	字美深735-4	2-3862	総務課 (東自治会)	70
吉野	吉野農作業準備休憩施設	字吉野154-18	2-2822	総務課 (吉野自治会)	60
富岡	富岡改善センター	字富岡302-3	2-1037	総務課 (富岡自治会)	60
斑溪	斑溪改善センター	字斑溪288-1	2-3183	総務課 (斑溪自治会)	80
第2・第3・ 第4・川西	町民体育館	西1条北1丁目4	2-2383	教育委員会 (㈱クリア)	1,600
玉川	玉川住民センター	字泉1	2-3190	総務課 (玉川自治会)	50
西紋	旧厚生小学校(体育館)	字西里101	2-9406	教育委員会	250
大手・報徳	大手改善センター	字大手170-7	4-1353	総務課 (恩根内自治会)	60
恩根内・東北・楠・小車・清水	一時的に恩根内センタープラザに集合し安全な場所に移送				

() は指定管理者

表3 一時避難場所一覧（平成28年9月現在）

避難対象 地区	施設名称	所在地	電話 防災情報端末機	施設管理者	収容人員 (人)
市街地区	第一コミュニティセンター	東2南7-16-168	2-2084	総務課 (第1自治会)	200
	ほっとプラザ☆スマイル	大通南2-9	2-2020	保健福祉課 (第2自治会)	560
	美深交通ターミナル	字開運町1-1	9-2470	住民生活課 (美深町観光協会)	30
	SUN21	字東2北5-1	2-1014	総務課 (美深町商工会)	660
	美深高校	字西町40	2-1681	美深高校	500
その他 各地区	仁宇布コミュニティセンター	字仁宇布205-3	2-4017	総務課 (仁宇布自治会)	180
	南改善センター	字美深304-1	2-4422	総務課 (南自治会)	100
	恩根内センタープラザ	字恩根内76-2	4-1238	住民生活課	380
	川西改善センター	字川西68-1	2-2881	総務課 (川西自治会)	70

() は指定管理者

6 主な応急対策計画・復旧計画

(1) 防災知識の普及及び防災教育の推進 (第2章 第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画)

災害を予防し、被害を最小限に食い止めるためには防災知識の習得が重要です。防災訓練や研修を行うことにより、防災関係機関職員や住民に防災知識の習得を図ることと定めています。

また、子供の頃からの防災教育の重要性も鑑み、学校による防災教育の推進に努めることと定めています。

(2) 防災訓練 (第2章 第2節 防災訓練計画)

避難訓練、非常招集訓練、水防訓練、図上訓練等を行い、防災に関する知識の習得及び技術の向上を図ることと定めています。

(3) 物資及び防災資機材の整備と確保 (第2章 第3節 物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画)

美深町及び防災関係機関は平時から必要な資機材や物資等の備蓄を行うことと定めています。また、長期間にわたる避難においては町備蓄品のみでは不足することから、食料品等の供給に関し、関係機関及び保有業者と協定を結び、食料品等の確保に努めることと定めています。

(4) 相互応援体制 (第2章 第4節 相互応援(受援)体制整備計画)

東日本大震災のような大規模広範囲にわたる災害に対処するべく、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の自治体を応援する、又は応援を受ける体制づくりに努めることと定めています。

(5) 自主防災組織 (第2章 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画)

災害発生直後には、防災関係機関による対応には限界があり、被害を最小限に抑えるためには、防災関係者の活動はもとより、地域住民による組織的な協力及び防災活動が重要な役割を果たすことから、自主防災組織の設立・育成に努めることと定めています。

(6) 避難体制整備 (第2章 第6節 避難体制整備計画)

災害の発生時には、行政、防災関係機関及び住民が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であります。生命に危険が及ぶような場合には、速やかに避難することも必要になります。その様な事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動が行えるよう、避難計画の作成、避難場所の確保等を定めています。

洪水ハザードマップについては平成27年度に作成し配布をしましたが、防災計画においてマップ等作成し、住民へ周知するよう定めました。

(7) 避難行動要支援者等に関する計画 (第2章 第7節 災害時要支援者等に関する計画)

災害発生時には、高齢者、障がい者等の要支援者は、避難に時間を必要とするため被害を受ける場合が多いため、災害時要支援者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制について次のとおり定めています。

- ・対象者の把握、対象者名簿の登載事項、災害時要支援者支援体制の確立、福祉施設の予防対策、災害時要支援者を考慮した避難経路・避難所等の対策など

本町では災害時要支援者名簿を作成していますが、災対法に定める避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲と同様であるため、本計画において災害時要支援者名簿を避難行動要支援者名簿とする事と定めました。(法49条の10)

(8) 災害情報伝達計画 (第2章 第7節 災害時要支援者等に関する計画)

防災関係機関が所有する計測・観測データや危険情報など、災害の予測に役立つ情報を共有するよう定めています。

また、被災者及び要配慮者にも配慮した情報伝達手段として、防災情報端末機の他、携帯電話等の利用も含め、多様な手段の整備に努めることとしています。

さらに、気象予警報の種類に、特別警報及び土砂災害警戒情報の基準等について記載しています。

(9) 土砂災害予防計画 (第2章 第15節 土砂災害予防計画)

土砂災害が発生する危険がある場所における土砂災害を防止するため、警戒区域等の巡視、住民からの電話等で情報を収集し、防災情報端末機、町ホームページ等で避難情報の伝達を行うことと定めています。

土砂災害警戒区域等にあつては、より一層の警戒体制の強化を図ることとしています。

(10) 相互応援体制 (第3章 第1節 災害情報収集・伝達計画)

東日本大震災のような大規模広範囲にわたる災害に対処するべく、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の自治体を応援する、又は応援を受ける体制づくりについて追加しています。

(11) 応急措置 (第3章 第4節 応急措置実施計画)

町内で災害が発生又は発生するおそれがある場合、関係機関は警戒区域を設定し、立ち入りを制限、禁止又は退去を命じ被害が広がらないように応急措置を行うように定めています。

(12) 避難対策 (第3章 第5節 避難対策計画)

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（H26 内閣府）」に基づき判断基準を見直し、避難準備情報、避難勧告、避難指示を出す条件を災害別に定め、早めの指示を行うことと定めています。

大規模災害に備え、他の市町村への避難、又は他の市町村住民の受け入れ（広域一時滞在）について定めました。

施設の廃止等により指定避難所を一部変更しました。

(13) 救助救出 (第3章 第6節 救助救出計画)

災害によって生命及び身体が危険な状態になった者の救助救出は、町長が警察及び消防機関の協力を得て実施するよう定めています。また、災害が甚大であり、災害対策本部のみでの救助救出の実施が困難な場合は、北海道知事（上川総合振興局）に自衛隊の派遣要請を依頼するものと定めています。

(14) 交通応急対策 (第3章 第8節 交通応急対策計画)

道路の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等が迅速に行われるよう、道路管理者等が行うべき対策を定めています。

(15) 輸送 (第3章 第9節 輸送計画)

住民の避難、資機材、物資等の輸送には、車、鉄道、航空機等を用いる事とし、緊急輸送車の交通の確保を図ることと定めています。

(16) 食料供給 (第3章 第10節 食料供給計画)

災害発生直後において、国や道による救護が本格化するまでの間、美深町が備蓄する食料により給食を行うこととし、被災者の増大等で備蓄食料による供給が出来ない場合は、災害協定に基づき関係機関又は北海道及び市町村相互応援協定に基づき斡旋を受けることと定めています。

(17) 給水 (第3章 第11節 給水計画)

断水が発生した場合において、貯水池から給水タンク又は給水用袋により給水を行うこととし、個人においても3日間分の備蓄を呼びかけることと定めています。

(18) 衣料生活必需品等の供給 (第3章 第13節 衣料・生活必需物資供給計画)

住居、家財等を失った被災者に対し、急場をしのぐための衣料品、生活必需品を給与又は貸与することとし、その調達方法、期間等を定めています。

(19) 石油類燃料供給 (第3章 第14節 石油類燃料供給計画)

町は、緊急通行車両用のガソリンや避難所、医療機関等における暖房用燃料の確保につとめることとし、不足する場合は災害協定先より供給をうけることと定めています。

(20) 電力、ガス、上下水道、通信、土木施設 (第3章 第15節 電力施設災害応急計画) (第3章 第16節 ガス施設災害応急計画)

施設が被災する事により供給や通信、利用等が滞るのを防ぐ対策及び応急復旧対策について定めています。

(21) 被災宅地安全対策 (第3章 第23節 被災宅地安全対策計画)

大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を防止するため、宅地の危険度を判定し、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の表示を行うことと定めています。

(22) 廃棄物等の処理 (第3章 第19節 廃棄物処理等計画)

災害によるごみは仮置き場を設置し計画的に処理する事としています。また、死亡家畜については原則所有者が処理することと定めています。

(23) ペット対策 (第3章 第20節 飼養動物対策計画)

災害時においてもペットの健康及び安全を保持するよう適正に取り扱うこととしています。

(24) 文教対策 (第3章 第21節 文教対策計画)

児童生徒の安全の確保のため、災害が発生又は発生が予想される場合には休校措置を取る事とし、災害によって授業の実施が不可能な場合にあっては学力の低下を防ぐよう所要の措置を行うことと定めています。

(25) 住宅対策 (第3章 第22節 住宅対策計画)

住居を失った被災者に対し、町有地に仮設住宅建設、提供することと定めています。

(26) 行方不明者の捜索及び死体の収容、処理、埋葬 (第3章 第24節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画)

災害による行方不明者の捜索は町が警察と協力し、消防、住民等の協力を得て行う事としています。

(27) 障害物の除去 (第3章 第25節 障害物除去計画)

災害によって運ばれた土砂や樹木により生活に著しい障害を及ぼしている場合、町が除去することと定めています。

(28) 家畜飼料対策 (第3章 第27節 応急飼料計画)

災害時において家畜の飼料等の確保が出来ない場合は、町は北海道農政事務所等に応急飼料の斡旋を要請することと定めています。

(29) 労務の供給 (第3章 第28節 労務供給計画)

災害時における災害応急対策の実施に関し、職員だけでは労力が不足する場合は、ボランティア等の協力を得ることとし、それでも不足する場合は労務者の借り上げを行うことと定めています。

(30) ヘリコプター等の活用 (第3章 第29節 ヘリコプター等活用計画)

町の消防力では災害の防止が著しく困難な場合や、災害が他市町村にも拡大する場合、ヘリコプターによる活動が最も有効を認められる場合には防災ヘリコプターの要請を行うことと定めています。

(31) 自衛隊派遣要請及び活動 (第3章 第30節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画)

町の力だけでは救助に必要な人員及び設備等の確保に困難が予想される場合には、人命及び財産の保護の為、自衛隊に派遣要請を行う場合の基準、手続き等を定めています。

(32) 広域応援 (第3章 第31節 広域応援計画)

北海道及び他市町村への応援要請の方法及び、他の市町村が被災した場合の応援体制の整備について定めています。

(33) ボランティアとの連携 (第3章 第33節 防災ボランティアとの連携計画)

町はボランティア団体等と相互に連携し被災地のニーズにあった受け入れ、調整、派遣等を行うこととしています。また、ボランティア活動の拠点の場を提供するなど円滑な実施を図るよう定めています。

(34) 職員の派遣 (第3章 第3.2節 職員応援派遣計画)

災害応急対策及び災害復旧対策のため必要な場合には、国や北海道等の職員の派遣を求めることと定めています。

(35) 被災者援護計画 (第7章 第1節 町民生活支援対策)

被災者への援護として、罹災証明書の発行、被災台帳の作成・利用・提供、金融支援、義援金の配分について定めています。

町は、災害による被害を受けた家屋に対し、所有者等からの申請により罹災証明書を発行することとしています。また、被災者台帳を整備し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うことと定めています。

(36) 災害救助法の適用と実施 (第7章 第2節 災害復旧事業の推進)

救助法に基づく応急救助活動について定めています。

(37) 災害復旧 (第7章 第3節 災害復興事業)

災害復旧は被災した公共施設等の原形復旧に止まらず、将来の災害に備える計画とし、被害の程度を十分検討し、計画を立てて行うよう定めています。